

宮城県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度実施要領

第1 趣旨

この要領は、介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、貸付けの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

- (1) 貸付事業 要綱第1の1から6までに掲げる事業をいう。
- (2) 介護福祉士修学資金貸付事業 要綱第1の1の事業をいう。
- (3) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業 要綱第1の2の事業をいう。
- (4) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業 要綱第1の3の事業をいう。
- (5) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業 要綱第1の4の事業をいう。
- (6) 障害福祉分野就職支援金貸付事業 要綱第1の5の事業をいう。
- (7) 社会福祉士修学資金貸付事業 要綱第1の6の事業をいう。

第3 介護福祉士修学資金貸付事業について（要綱第3関係）

1 貸付対象者の要件について

貸付対象者は次の（1）及び（2）の要件を満たす者とする。なお、他の都道府県から同資金を重複して貸付を受けることはできない。

（1）次の①から④までのいずれかに該当する者

- ① 宮城県に住民登録をしている者であって、卒業後に宮城県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。）において要綱第12の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者
- ② 宮城県内の介護福祉士養成施設（要綱第1の1に規定する介護福祉士養成施設をいう。）の学生であって、卒業後に宮城県の区域において要綱第12の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者
- ③ 介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に宮城県に住民登録をしていた者であり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に宮城県内において要綱第12の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者
- ④ ①から③に限らず、貸付けを受けようとする者が、介護福祉士養成施設を卒業後に貸付を受けようとする宮城県の区域において実施要綱第12の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者であると宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の会長（以下「会長」という。）が認めた者

（2）次の①又は②のいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められるもの

- ① 学業成績等が優秀と認められる者
- ② 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

2 貸付対象者の選定について

- (1) 貸付対象者の選定にあたっては介護福祉士養成施設の長から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うこととする。
- (2) 要綱第12の1の規定により返還免除対象期間が3年となる中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認することとする。

3 貸付期間について

要綱第3の2の「介護福祉士養成施設に在学する期間」は、原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと会長が認める事由により留年した期間中については、これに含めて差し支えないこととする。

4 貸付額について

- (1) 介護福祉士修学資金貸付事業の貸付額については、介護福祉士養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費(要綱第3の3の(4)の生活費加算に係る貸付額については、在学中の生活費を含む。)に充当するものであり、要綱第3の3に定める額の範囲内であれば介護福祉士養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けて差し支えないこととする。
- (2) 高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の対象となっている者については、授業料等の減免後も自己負担が生じる場合に限り、要綱第3の3に定める額の範囲内で減免額を差し引いた額を貸し付ける。

5 貸付けの申請手続について

- (1) 借入を希望する者(以下「借入申込者」という。)は、介護福祉士修学資金等借入申請書(様式第1号)を会長に提出するものとする。
- (2) 前項の介護福祉士修学資金等借入申込書には、「養成施設等」の長の推薦書(様式第2号)、借入申込者及び連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票の写し、個人情報の取扱同意書(様式第31号)及び借入申込者が未成年者で法定代理人が2名存在する場合は、連帯保証人になっていない方からの同意書(様式第28号)等を添付しなければならない。

6 国家試験受験対策費用の取扱いについて

要綱第3の3の(3)の国家試験受験対策費用は、介護福祉士養成施設が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであることとする。

7 生活費加算の取扱いについて

実施要綱第3の3の(4)の生活費加算の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 生活費加算の貸付対象者

生活費加算の貸付対象者は、要綱第3の1の但し書きにおいて、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると宮城県知事が認める世帯の世帯員である者としているが、「これに準ずる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けているものとする。

- ① 地方税(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ② 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ③ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免

- ④ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- (2) 生活費加算の貸付対象者の選定

生活費加算の貸付対象者の選定にあたっては、次のとおり取り扱うこととする。

- ① 会長は、福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書等の確認書類により家庭の経済状況を確認するとともに、貸付の実施による自立支援の効果に関し、福祉事務所長の意見を聴くこと。
- ② 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないため、会長は生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所調査意見書（様式第 26 号）により確認すること。
- ③ 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員であって、次のいずれかに該当する者に対し、貸付決定を行う場合には、生活保護の支給が廃止されていることを確認するために、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）等を貸付対象者から提出させる等により確認すること。
 - (ア) 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である高校生であって、高校卒業後、直ちに介護福祉士養成施設に就学しようとする者
 - (イ) 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である者であって、(ア)以外の者に対する生活費加算を含む貸付を行った場合

- (3) 自立支援のための地域の関係機関との連携

生活費加算が「貧困の連鎖」の防止に資するためには、生活費加算を含む貸付金の貸与だけではなく、福祉事務所による支援や他の人材確保事業等と相まって、その十分な効果が期待されるものと考えられるので、会長は、福祉事務所や介護福祉士養成施設等の関係機関と連携を密にし、次に掲げる取組みの実施等による継続的な支援に努めることとする。

- ① 介護福祉士等養成施設に在学中の出席状況や学業成績等に関する定期的な確認及び支援
- ② 介護福祉士等養成施設卒業後の福祉・介護関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋
- ③ 福祉・介護関係の職場に就労後の定着支援やキャリアカウンセリング

- (4) 生活費加算の額について

生活費加算の額については、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本とするものであるため、貸付後の加齢や転居等により要綱別表に定める区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは要しないこととする。

また、入学日が異なることにより加算額が異なることは適当でないことから、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、一年度において同額とする。

第 4 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業について（要綱第 4 関係）

- 1 貸付対象者の要件について

貸付対象者は、福祉系高校修学資金及び返還充当資金を貸し付けた宮城県内において、要綱第 12 の 2 の (1) に規定する充当資金返還免除対象業務に従事しようとする者とする。

- 2 貸付額について

基金実施要綱の別紙1の第3の3により福祉系高校修学資金として貸し付けた額と同額とすること。

3 貸付方法について

貸付方法については、実際に返還充当資金を貸し付けて、貸付対象者が返還に充てるのではなく、貸付契約の変更手続き等を行い、要綱第17に掲げる会計処理により、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えを行い、県社協内の会計処理で完結させるものとする。

なお、貸付申請手続きについては、貸付対象者が、宮城県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱で規定する業務従事届又は業務従事先変更届を提出することで行う。

第5 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業について（要綱第5関係）

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の実施に当たっては、次に掲げる内容のほか、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）が平成28年4月1日より改正され、平成28年度の国家試験より、3年の実務経験をもって介護福祉士国家試験を受験のための要件として、実務者研修の受講が課せられることを踏まえ、制度の周知や他の福祉・介護人材確保施策との有機的な連携のもとに実施するものとする。

1 貸付対象者の要件について

貸付対象者の要件については、第3の1の（1）を準用する。

2 貸付対象者の選定について

貸付対象者の選定にあつては業務従事施設の長から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うこと。

3 貸付額について

介護福祉士実務者研修受講資金貸付額については、実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の交付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費に充当するものであり、要綱第5の3に定める額の範囲内であれば実務者研修施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けて差し支えないものとする。

4 貸付けの申請手続について

（1）借入を希望する者（以下「借入申込者」という。）は、実務者研修受講資金借入申請書（様式第1号の3）、業務従事施設の長の推薦書（様式第2号の2）、個人情報取扱同意書（様式第31号）及び実務者研修施設の受講証明書（様式第30号）を会長に提出するものとする。

（2）前項の実務者研修受講資金借入申込書には、介護等業務従事期間証明書（様式第27号）及び借入申込者及び連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票の写し等を添付しなければならない。

第6 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業について（要綱第6関係）

1 貸付対象者について

貸付対象者は、宮城県に住民登録をしている者又は宮城県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者であつて、要綱第6の1に定める基準を満たす者とする。

2 貸付額について

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付額については、要綱第6の1の(1)に規定する介護職員等として、再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、要綱第6の1の(5)の再就職準備金利用計画書により用途を確認した上で、400,000円以内で支給することとする。

- (1) 子どもの預け先を探す際の活動費
- (2) 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- (3) 介護員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- (4) 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- (5) 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- (6) その他、会長が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

3 貸付けの申請手続について

借入申込者は、要綱第6の1の(3)の事業所又は施設に就労した後3か月以内に、介護人材再就職準備金借入申請書(様式第1号の2)に次に掲げる書類を添付し、会長に提出するものとする。

- (1) 借入申込者・連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票(記載事項の省略のないもの)
- (2) 保有資格の取得証明書又は修了証明書の写し
- (3) 介護等業務従事期間証明書(様式第27号)
- (4) 借入申込者が未成年者で、法定代理人が2名存在する場合は、連帯保証人になっていない方からの同意書(様式第28号)
- (5) 雇用証明(辞令、雇用契約書等)の写し
- (6) 個人情報の取扱同意書(様式第31号)

第7 障害福祉分野就職支援金貸付事業について(要綱第7関係)

1 貸付対象者について

貸付対象者は、宮城県内に住民登録をしている者又は他業種で働いていた方等で宮城県内に所在する事業所又は施設に障害福祉職員として就労した者であって、要綱第7の1に定める基準を満たす者とする。

なお、貸付け要件である研修は、公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業等が行っているものも含まれること。

また、要綱第6の再就職準備金、または基金実施要綱の別紙2の介護分野就職支援金の貸し付けを受けた者は除く。

2 貸付額について

障害福祉分野就職支援金貸付事業の貸付額については、要綱第7の1の(2)に規定する障害福祉職員として、就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、要綱第7の1の(3)の就職支援金貸付計画書により用途を確認した上で、200,000円以内で支給することとする。

また、本事業は、第7の1(1)に掲げる研修を修了した後、第7の1(2)に掲げる事業所に就職する際に必要となる経費に充当するために貸し付けることを念頭に置いているが、就職と同

時に研修を受講する場合も想定されるため、このような場合においては、研修終了後に研修修了証を提出することを要件に、研修修了前に就職支援金を貸し付けることも可能であるとする。

なお、この場合、実施要綱第12の5(1)の「障害福祉職員として就労した日」を「研修を修了した日」に読み替える。

- (1) 子どもの預け先を探す際の活動費
- (2) 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- (3) 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- (4) 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- (5) 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- (6) その他、会長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

3 貸付けの申請手続について

借入申込者は、要綱第7の1の(2)の事業所又は施設に就労した後3か月以内に、障害福祉分野就職支援金借入申請書(様式第1号の4)に次に掲げる書類を添付し、会長に提出するものとする。

- (1) 障害福祉分野就職支援金貸付計画書(様式第32号)
- (2) 個人情報の取扱同意書(様式第31号)
- (3) 指定研修の修了証書の写し(就職と同時に受講している者は、申請時には研修受講日が確認できる書類の写しを提出し、受講修了後に修了証書を提出すること。)
- (4) 雇用契約書等の写し
- (5) 借入申請者・連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票(記載事項の省略のないもの)
- (6) 申請者の連帯保証人の直近の所得・課税証明書

第8 社会福祉士修学資金貸付事業について(要綱第8関係)

第3の1から5まで及び7の内容を準用する。

第9 貸付の決定等について

1 県社協の審査決定

会長は、介護福祉士修学資金等(以下「資金」という。)の借入の申請があったときは、速やかに審査し貸付の可否について決定するものとする。

2 貸付決定通知書等の交付と借用書の提出

- (1) 会長は、資金の貸付を決定したときは、貸付金額、貸付期間及びその他必要な事項を記載した介護福祉士修学資金等貸付決定通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。また、資金を貸し付けないことに決定したときは、介護福祉士修学資金等貸付不承認決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。なお、貸付申請時に生活保護受給世帯の者へ資金を貸付することに決定したときは、福祉事務所長あて貸付決定通知書(様式第4号)を通知する。
- (2) 介護福祉士修学資金等貸付決定通知書(様式第4号)の交付を受けた者(以下「借受者」という。)は、連帯保証人の連署した借用証書兼誓約書(様式第6号)に、銀行口座振替依頼書(様式第7号)、借受者(未成年者を除く)及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて速やかに会長に提出するものと

する。なお、理由なく3か月以内に提出がないときは、貸付けを辞退したものと判断し、貸付決定通知は取り消しの扱いとする。

3 貸付内容の変更

会長は、養成施設の退学等により、第9の2の(1)に規定する貸付決定通知書の内容に変更が生じたときは、介護福祉士等修学資金貸付変更決定通知書(様式第4号の2)を借受人及び連帯保証人に交付するものとする。なお、第3の4の(2)の事由により変更したときは、貸付最終時に交付する。

第10 貸付金の交付方法について(要綱第9関係)

- 1 会長は、借受者から借用証書兼誓約書(様式第6号)の提出があったときは、速やかに借受者等の指定する口座に6月分を限度として分割して交付するものとする。
- 2 要綱第3の3の(3)に規定する国家試験受験対策費用は、卒業年度に交付するものとする。

第11 連帯保証人(要綱第10関係)

- 1 要綱第10の1に規定する連帯保証人は、原則1名とする。
- 2 連帯保証人は、独立の生計を営み、修学資金の返還の責めを負うことができる資力を有する者でなければならない。
- 3 借受申込者は、連帯保証人の死亡その他の事由により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人異動申請書(様式第8号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。承認が得られたときは、介護福祉士修学資金等貸付金連帯保証人変更決定通知書(様式第34号)により通知するものとする。
- 4 借受申込者が未成年者で、法定代理人が2名存在する場合は、双方から同意を得るため、連帯保証人になっていない者から同意書(様式第28号)を得なければならない。
- 5 法人が連帯保証人となる場合は、返還完了まで借受人の債務を保証することを法人の議決機関等で決定していること。

第12 貸付契約の解除について(要綱第11関係)

要綱第11の1に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったとき」は、次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

第13 返還の債務の当然免除について(要綱第12関係)

- 1 要綱第12の1の(1)の「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設

設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。

- 2 社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が要綱第12の1の「別添1の職種若しくは別添2の職種又は施設の長」（以下「別添1の職種等」という。）として従事することができなかった場合であつて、養成施設卒業後1年以内に別添1の職種等以外の職種に採用された者については、会長が本人の申請に基づき別添1の職種等に従事する意思があると認めた場合、要綱第12の1（要綱12の6において準用する場合を含む。以下、第13において同じ。）、第12の3及び第13の2の「卒業した日から1年以内」を、卒業した日から2年以内」と読み替えて差し支えないこととする。
- 3 要綱第12の1、第13及び第14の1の（2）の「他種の養成施設等」は、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設であること。
- 4 要綱第12の1、第13及び第14の2の（2）の「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等の要綱第12に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。
- 5 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合（介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸付を受けた場合に限る。）であつて、会長が本人の申請（様式第29号）に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、要綱第12の2、第12の4において準用する第12の1及び第13の2に規定する「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えて差し支えないこととする。
- 6 要綱第12の1に規定する返還免除対象期間、要綱第12の2の「3年」、12の3、4及び5の「2年」の掲載については、次の（1）から（3）までに掲げる方法とする。
 - （1）5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上
 - （2）3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上
 - （3）2年 在職期間が通算720日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

第14 返還の手続き等について（要綱第13関係）

1 返還計画書の提出

要綱第13に規定する各号に該当した借受者（返還すべき債務の履行の猶予を受けている者を除く）は、返還届兼返還計画書（様式第33号）を会長に提出しなければならない。

2 返還の手続き

会長は、要綱第13に規定する各号に該当した場合は、介護福祉士修学資金等貸付金返還開始通知書（様式第9号）を速やかに借受人及び連帯保証人に対し、通知するものとする。

3 貸付金の返還期間及び返還金額

要綱第 12 に規定する会長が定める貸付金の返還期間及び月賦並びに半年賦の 1 回当りの返還金額は、借入申請書（様式第 1 号、1 号の 2、1 号の 3）及び介護福祉士修学資金等貸付金返還開始通知書（様式第 9 号）に記載した返還計画のとおりとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

4 返還計画の変更

借受者は、前項に規定する返還計画の内容の変更を希望するときは、返還計画変更申請書（様式第 13 号）を会長に提出しなければならない。返還計画の変更が決定したときは、介護福祉士修学資金等貸付返還計画変更決定通知書（様式第 36 号）により通知する。

5 貸付金の返還

借受者は、返還計画に従い、それぞれ所定の支払期日までに、会長に返還するものとする。

6 返還の完了

会長は、借受者が貸付金の返還を完了したときは、介護福祉士修学資金等貸付金返還完了通知書（様式第 10 号）に当該借受者に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を添えて遅滞なく通知しなければならない。

第 15 貸付金の返還猶予手続きについて（要綱第 14 関係）

- 1 借受者は、要綱第 14 の 1 の各号の 1 に該当する場合には、介護福祉士修学資金等貸付金返還猶予申請書（様式第 11 号）に在学証明書を添えて、会長に提出しなければならない。
- 2 借受者は、要綱第 14 の 2 の（1）に該当する返還猶予を受けようとする場合には、業務従事届（様式第 23 号）に辞令等の写しを添えて、会長に届け出なければならない。
- 3 借受者は、要綱第 14 の 2 の（2）に該当する場合には、介護福祉士修学資金等貸付金返還猶予申請書（様式第 11 号）に罹災証明書、診断書又はその他やむを得ない事由を証明できる書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- 4 会長は、第 15 の 1 及び 3 に該当し返還の猶予が決定したときは、介護福祉士修学資金等貸付金返還決定通知書（様式第 35 号）を借受人及び連帯保証人に通知する。
- 5 貸付金の返還を猶予する期間は、原則として 1 年とする。

第 16 返還の債務の裁量免除について（要綱第 15 関係）

- 1 要綱第 15 の 1 及び 2 の返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものとする。
また、要綱第 15 の 3 の返還の債務の裁量免除は、本事業が要綱第 12 に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、その適用以前に貸付けを受けた者の就労継続に当たっての相談支援等を行い、要綱第 12 の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すものとする。なお、その適用は機械的に行うことなく貸付を受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用すべきものであること。この場合、貸付を受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないこと。
- 2 修学資金の返還猶予及び返還免除期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、介護又は相談援助業務等に従事した日の属する月から業務しなくなった日の前日の属する月までの月数とする。

- 3 裁量免除できる額は、宮城県の区域内で要綱第 12 に規定する業務に従事した期間（第 13 の 6 と同様）を、本事業による貸付を受けた期間（この貸付を受けた期間の考え方は第 13 の 6 と同様であり、1 年を 180 日として換算することを標準とする。なお、この期間が 2 年に満たないときは 360 日とする。）の 2 分の 5（過疎地域へ従事した者・中高年離職者・福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業については 2 分の 3）に相当する期間（実務者研修受講資金貸付事業、再就職準備金貸付事業及び障害福祉分野就職支援金貸付事業の貸付額については 360 日）で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とし、小数点第 2 位未満については切捨てとする。）を返還債務の額に乗じて得た額とする。

第 17 返還免除の手続き

- 1 借受者は、要綱第 12 及び要綱第 15 の 1 又は 3 に該当するときは、介護福祉士修学資金等返還免除申請書（様式第 12 号）に事業所が証明する介護等業務従事期間証明書（様式第 27 号）を添えて会長に提出するものとする。
- 2 会長は、介護福祉士修学資金等返還免除申請書（様式第 12 号）があったときは、速やかに審査し免除の可否について決定するものとする。
- 3 会長は、返還を免除することに決定したときは、介護福祉士修学資金等返還免除決定通知書（様式第 14 号）に当該借受者に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を添えて遅滞なく通知するものとする。また、返還を免除しないことに決定したときは、介護福祉士修学資金等返還免除不承認決定通知書（様式第 15 号）により通知するものとする。

第 18 延滞利子について（要綱第 16 関係）

- 1 延滞利子については、要綱第 16 に定めるところによるが、その額の算定に当たっては次の方法によるものとする。（円未満切り捨て）
$$\text{延滞元金} \times 0.03 \times \text{延滞日数} / 365$$
- 2 延滞利子を徴収しない金額については、要綱第 16 に定めるところによるが、その経費に満たない少額なものとは 1,000 円未満の金額をいう。

第 19 届出等

- 1 借受者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる様式により速やかに会長に届け出なければならない。
 - (1) 養成施設等を卒業したとき。卒業届（様式第 16 号）
 - (2) 資格を取得したとき。資格取得届（様式第 17 号）
 - (3) 貸付辞退、休学、復学又は退学、停学その他の処分を受けたとき。
貸付停止・再開・辞退届（様式第 18 号）
 - (4) 借受者又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。異動届（様式第 19 号）
- 2 借受者は、毎年 4 月 1 日現在の就業状況について、就業状況報告書（様式第 20 号）によりその年の 4 月末日までに会長に報告しなければならない。
- 3 連帯保証人は、借受者が死亡し、又は心身の故障が生じた場合には、異動届（様式第 19 号）により会長に届け出なければならない。

- 4 借受者は、病気、負傷その他やむを得ない事由により、養成施設等を卒業した日から1年以内に業務に従事できなかった場合は業務従事延期届（様式第21号）により会長に届け出なければならない。
- 5 借受者は、業務に従事したときは、その日から7日以内に、業務従事届（様式第23号）により会長に届け出なければならない。
- 6 借受者は、業務従事先を変更し、引き続き制度上該当する施設等で業務に従事する場合は、業務従事先変更届（様式第24号）を、業務に従事しなくなったときは、業務廃止届（様式第25号）を速やかに会長に提出しなければならない。
なお、業務を一時中断した場合にあっては休業届（様式第22号）を会長に届け出るものとする。
- 7 貸付申請時に生活保護受給世帯の者が借受者となった場合には、貸付決定となった年度の翌年度から「養成施設等」又は「実務者養成施設等」を卒業する年度までの毎年3月末日までに、生活保護受給を受けていないことがわかる書類の写しを、「養成施設等」又は「実務者養成施設等」に提出しなければならない。
- 8 介護福祉士経過措置登録者の内、期間が変更となった者は、社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）の発行する「登録証期間証明書」の写しを提出しなければならない。また資格登録有効期限後、返還免除対象期間を満たしていない場合には、試験センターが発行する「資格登録有効期限解除通知書」の写しを、登録証が失効となった者の内、要綱第13に規定する各号に該当した借受者は、試験センターの発行する「資格登録削除通知書」の写しを提出しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成29年3月15日から施行し、平成28年度の新規貸付から適用する。
- 2 宮城県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付制度実施要領（平成21年5月18日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成29年8月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年2月14日から施行し、平成30年2月14日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年3月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月21日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行し、令和2年6月15日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月22日から施行し、福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業及び障害福祉分野就職支援金貸付事業においては令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。